

B014 退院時薬剤情報管理指導料

患者の入院時に服薬中の医薬品等について確認するとともに、入院中に使用した主な薬剤の名称に関して手帳に記載した上で、退院後の薬剤の服用等に関する**必要な指導を行った場合**に算定

所定点数 90点

〔指導内容・診療録記載〕

入院時に**持参薬**の確認を行ない名称等及び確認した結果の要点を**診療録等**に記載

退院後薬剤の服用等に関する必要な**指導**の実施

指導内容を手帳に記載（必要に応じて文章で提供）

薬剤情報を提供した旨及び情報及び指導した内容の要点を**診療録等**に記載

留意事項

- チェック方法になっている、個人ごとの指導内容記載なし、服薬上の注意事項も同じくチェックのみ

【入院時】

- ① 医薬品の服用状況及び薬剤服用歴を手帳等により確認



- ② 持参薬の確認



【入院中】



入院中に使用した薬剤の記載
少なくとも退院直前（概ね退院前1週間以内）に使用したものや副作用等については記載する

【退院時】



保険医療機関を受診する際や保険薬局に処方箋を提出する際に、手帳を提示するなどの内容も含まれる

※ 手帳を持参できない場合、必要な情報が記載された簡潔な文書（シール等）を交付し、所有している手帳に添付するよう指導した場合でも可

該当症例：⑦ ⑮ ⑱